

議案第 84 号

川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 12 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市市税条例の一部を改正する条例

川崎市市税条例（昭和 25 年川崎市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条の 3 の見出し中「徴収方法」の次に「等」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第 64 条第 1 項第 1 号エ中「及び」を「、」に改め、「3 輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条第 1 項第 13 号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第 8 項（見出しを含む。）中「及び附則第 15 条の 8」を「、附則第 15 条の 8 及び附則第 15 条の 9 の 3」に改め、同項第 3 号中「附則第 15 条第 15 項本文」を「附則第 15 条第 14 項本文」に改め、同項第 4 号中「附則第 15 条第 15 項ただし書」を「附則第 15 条第 14 項ただし書」に改め、同項第 5 号中「附則第 15 条第 22 項」を「附則第 15 条第 21 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 15 条第 23 項第 1 号」を「附則第 15 条第 22 項第 1 号」

に改め、同項第7号中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同項第8号中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同項第9号中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同項第10号中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同項第11号中「附則第15条第26項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同項第12号中「附則第15条第26項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同項第13号中「附則第15条第26項第3号」を「附則第15条第25項第3号」に改め、同項第14号中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同項第15号中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項第16号中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同項第17号中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同項第18号中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項第19号中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同項第20号の次に次の1号を加える。

(21) 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合 2分の1
附則第17項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第22項第3号を削る。

附則第34項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割の税率の特例）」を付し、同項中「附則第30条第2項から第4項までに規定する」を「附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる」に、「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「次のとおり」を「次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字

句」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

第64条第1項第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第64条第1項第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則中第35項の前の見出し、同項及び第36項を削る。

附則第37項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「同項後段」を「道路運送車両法第60条第1項後段」に、「令和5年度分」を「、当該指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「附則第34項第2号の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「第64条第1項第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を附則第35項とする。

附則第38項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「同項後段」を「道路運送車両法第60条第1項後段」に、「令和5年度分」を「、当該指定を受けた日の属

する年度の翌年度分」に、「附則第34項第3号の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「第64条第1項第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)中「6,900円」とあるのは「5,200円」に改め、同項を附則第36項とする。

附則第39項の前の見出しを削り、同項中「附則第34項第1号から第3号まで及び前項」を「附則第34項から前項まで」に改め、同項を附則第37項とし、同項の前に見出しとして「(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)」を付し、附則第40項を附則第38項とする。

附則第41項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同項を附則第39項とし、附則第42項を附則第40項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第64条第1項第1号エの改正規定及び次項（改正後の条例（以下「新条例」という。）附則第39項に係る部分を除く。）の規定 令和5年7月1日
 - (2) 第25条の3（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第17項及び第41項の改正規定並びに次項（新条例附則第39項に係る部分に限る。）及び附則第3項の規定 令和6年1月1日
- (軽自動車税に関する経過措置)
- 2 新条例第64条第1項第1号エ及び附則第39項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第17項の規定は、令和6年1月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された改正前の条例附則第22項第3号に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第34項から第36項までの規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林環境税の賦課徴収の方法を定めること、地方税法の一部改正に伴い、大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の割合を定めること、軽自動車税の種別割の税率の特例を定めること、地方税法施行規則の一部改正に伴い、特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税の種別割について規定の整備を行うこと等のため、この条例を制定するものである。